

京都府に御寄附いただいた皆様

ふるさと納税に係る税額控除について

この度は、京都府版ふるさと納税「iPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト」に御寄附いただき、誠にありがとうございました。

寄附金額のうち、実質負担額（2千円）を超える部分については、所得税と住民税から控除を受けることができます（所得に応じた上限額があります）が、原則、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要があります。

なお、一定の条件を満たす方については、確定申告を行わなくても税額控除が受けられる「ワンストップ特例」制度を御利用いただけます。

税額控除を受けられる場合は、下記の注意事項を御一読いただき、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1 確定申告を行う場合

同封しております京都府発行の「寄附金受領証明書」（原本）を添付し、確定申告を行ってください。

2 「ワンストップ特例」制度を利用される場合

・以下の条件を満たす方については、「ワンストップ特例」制度を御利用いただけます。

- (1) 給与所得者、年金所得者で、確定申告の必要がない方
- (2) 寄附先が5団体以内の方

・「ワンストップ特例」制度をご利用される場合は、ふるさとチョイスホームページより印刷した「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に、個人番号（マイナンバー）等を記載の上、本人確認書類（マイナンバーカード等の写し）を添付し、2024年1月10日【必着】までに、京都府宛て提出してください（詳しくは裏面をご覧ください）。

・申請後、①医療費控除等のため確定申告された場合又は住民税の申告をされた場合、②寄附先が6団体以上となった場合は、特例申請は無効となり、確定申告を行っていただく必要がありますので御注意ください。

なお、特例申請書に記載した住所又は氏名が変更になった場合は2024年1月10日までに下記まで御連絡ください。

<問合せ・送付先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪内町
京都府商工労働観光部ものづくり振興課
特区・イノベーション推進係

電話 075-414-4853

FAX 075-414-4842

記載例

令和5年寄附分

記入日付を記載してください。

令和 ●年 ●●月 ●●日 京 都 府 知 事 殿	整理番号	
住所 京都市上京区下立売通新町西入ル 藪ノ内町	フリガナ	キョウト タロウ
	氏名	京都 太郎
	個人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
電話番号 075-451-8111	性別	男
	生年月日	●●●●●●●●●●

マイナンバーカードまたは
通知書と同じ内容で記載を
お願いします。

記載をお願いします。

「個人番号」欄…12ケタの個人番号（マイナンバー）を記載してください。
※申請書提出時には本人確認書類（下記参照）を添付してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る）のうち、申告特例対象年の1月10日以前に提出した寄附金に限り、申告特例の適用を受けるためには、当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けるための申告書（同項第4号に該当する寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けるための申告書）を提出してください。

お申し込みいただいた日付をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和●年●●月●●日	●●●●●●円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口々にチェックをしてください。

ご寄附いただいた金額をご記入ください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)～(3)に該当すると見込まれる者及び(4)に該当する者です。

- (1) 地方団体に寄附した寄附金（寄附金）の申告書（寄附金税額控除の適用を受けるための申告書）を提出した寄附者である者
- (2) 地方団体に寄附した寄附金（寄附金）の申告書（寄附金税額控除の適用を受けるための申告書）を提出した寄附者である者
- 確定申告をする必要のない、給与所得者等に該当しますか？
- ・ 該当する方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください。
 - ・ 該当しない方は、この特例申請書は御利用になれません。

（注） 寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この特例申請書の提出日（令和5年1月10日）から12月31日までの間に、申告特例対象年の1月10日以前に提出した寄附金に限り、申告特例の適用を受けるための申告書（同項第4号に該当する寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けるための申告書）を提出してください。

- 2023/1/1～12/31 のふるさと納税先は5団体以内ですか？
- ・ 5団体以内の方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください。
 - ・ 6団体以上の方は、この特例申請書は御利用になれません。

令和4年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

提出時に添付が必要となる書類（本人確認書類）

- (1) 写真付きのマイナンバーカードを取得済みの方 → マイナンバーカード両面のコピー
- (2) マイナンバーカードを取得しておられない方 → ①+②のコピー
- ①個人番号通知カード(写真なし)又は住民票(個人番号(マイナンバー)記載のあるもの)のどちらか
 - ②運転免許証、パスポート等身元確認のできるもの